

県民健康調査甲状腺検査について

平成 29 年 11 月 30 日
福島県県民健康調査課

チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されており、県では、子どもたちの健康を長期に見守るために甲状腺検査を実施している。

1 検査期間及び対象

		期 間	対 象
1 巡目 ○ 終了	先行検査 (甲状腺の状態を把握)	平成 23 年 10 月～ 平成 26 年 3 月 (～27 年 4 月※)	震災時福島県にお住まいの概ね 18 歳以下 (平成 4 年 4 月 2 日～ 平成 23 年 4 月 1 日生まれの方) 【約 37 万人】
2 巡目 ○ 終了	本格検査 (検査 2 回目) (先行検査と比較)	平成 26 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	上記の方に加え、 平成 23 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日生まれの方【約 38.2 万人】
3 巡目 以降	本格検査 (検査 3 回目) 以降	20 歳を超えるまでは 2 年ごと、それ以降は 25 歳、30 歳等の 5 年ごとに検査を実施する。(25 歳時の検査ま では 5 年以上空けない)	

※ 検査 2 回目の案内通知が送付されるまでの期間を先行検査受診可能な期間とした。

2 検査方法等

(1) 一次検査

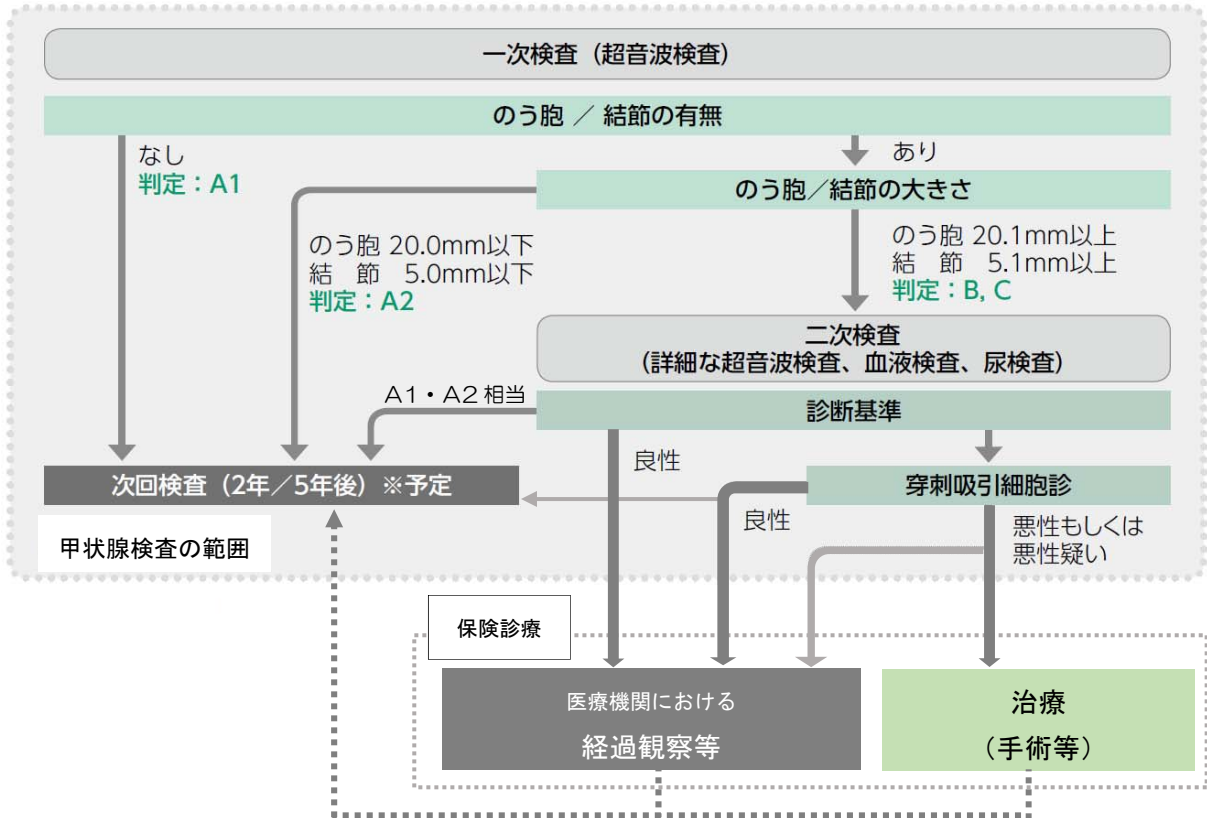
超音波画像診断装置による検査を実施。

判定区分 (B, C 判定が二次検査の対象)
A 判定 (A 1) : 結節やのう胞を認めない
(A 2) : 5.0mm 以下の結節や 20.0mm 以下ののう胞を認める
B 判定 : 5.1mm 以上の結節や 20.1mm 以上ののう胞を認める
(A 2 の判定内容であっても、甲状腺の状態等から二次検査を 要すると判断した方については、B 判定としている)
C 判定 : 甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要する

(2) 二次検査

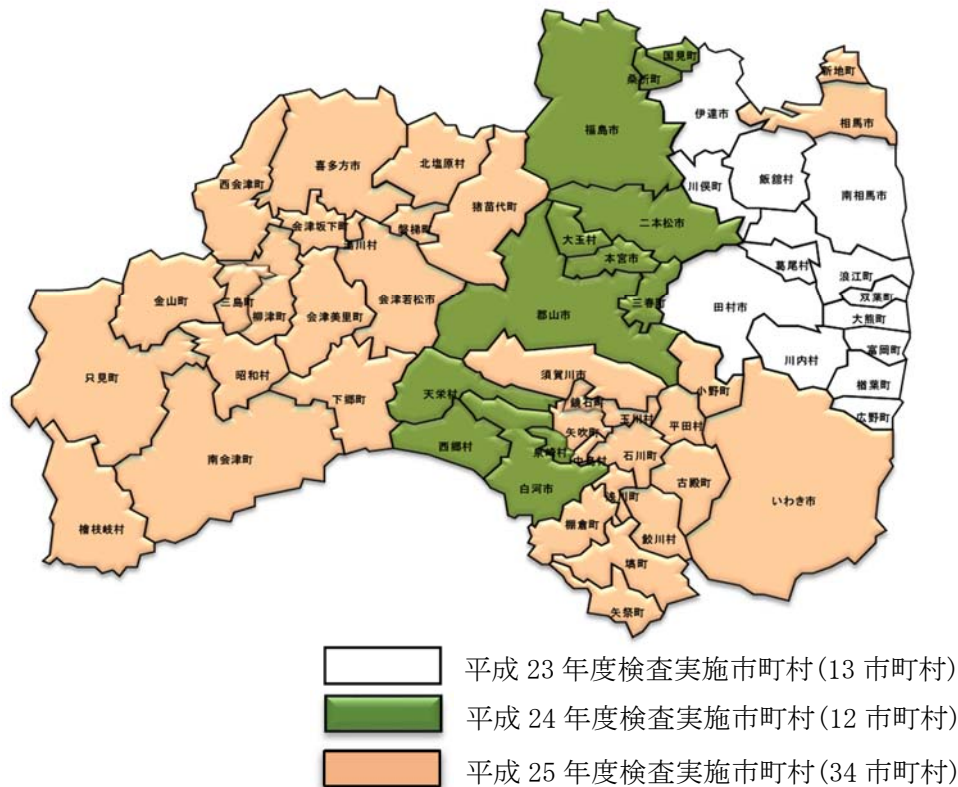
詳細な超音波検査、血液検査 (甲状腺ホルモン測定)、尿検査 (尿中ヨウ素) を行う。
医師が必要と判断した場合は、穿刺吸引細胞診を行う。

【検査の流れ】



3 検査間隔

(1) 先行検査（平成 23～25 年度）における年度別一次検査対象市町村



(2) 本格検査（検査 2 回目）以降における年度別一次検査対象市町村



前半年度検査実施市町村（25 市町村）
 後半年度検査実施市町村（34 市町村）

- ・ 20 歳を超えるまでは福島県内の 59 市町村を 2 か年度の 1 年目（前半年度 25 市町村）と 2 年目（後半年度 34 市町村）に分けて、市町村順に検査を実施。
- ・ それ以降は市町村の枠組みをなくし 25 歳、30 歳等の 5 年ごとに検査を実施。

4 検査場所

	年齢（4 月 1 日時点）	検査会場
県内	～ 5 歳（未就学児） ※平成 30 年度から該当者なし	公共施設等の一般会場 （医大から出張して実施）
	6～17 歳（小・中・高等学校相当）	各学校（医大から出張して実施）
	18 歳以上	公共施設等の一般会場 県内検査実施機関（※）
県外	全年齢	県外検査実施機関（※） （医大から出張する検査実績有）

※ 福島県立医科大学と協定を締結した協力医療機関(平成 29 年 6 月 30 日現在)
 一次検査実施機関 県内 62 か所 県外 108 か所
 二次検査実施機関 県内 5 か所（医大を含む） 県外 36 か所

5 その他の取組

(1) 結果説明ブース（平成 27 年度～）

一次検査の結果は文書で後日通知されるが、公共施設等の一般会場での一次検査では検査結果説明ブースを設置し、希望者に対して医師が超音波画像を提示しながら、暫定的な結果を説明している。

(2) 出張説明会と出前授業（出張説明会：平成 24 年度～、出前授業：平成 27 年度～）

甲状腺検査の目的や、放射線の甲状腺への影響、検査結果の見方等について、医師が説明を行い、質問に答える取り組み。（申し込みのあった学校等に出向いて実施）

(対象) 出張説明会：生徒の保護者、教職員等

出前授業：小学校高学年から高校生

(3) 甲状腺検査医学専用ダイヤル（平成 28 年度～）

甲状腺検査結果、甲状腺の疾患、甲状腺に関連したところの問題等に関する、医学的な質問等に答えるため専用のダイヤルを県立医科大学放射線医学県民健康管理センターに設置している。

(4) 二次検査におけるところのケアサポート（平成 25 年度～）

福島県立医科大学附属病院における二次検査では、精神保健福祉士、社会福祉士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、看護師等からなるサポートチームを立ち上げ、受診者に対して、お声かけを行い、相談や質問を聞くなど、心配や不安に対するところのケアサポートに努めている。（保険診療移行後も病院のチームと連携し、継続して支援を行う）

(5) 甲状腺検査後の医療費等の支援【甲状腺検査サポート事業】（平成 27 年度～）

県民健康調査甲状腺検査の二次検査後に生じた医療費等の経済的負担に対して支援を行っている。

また、支援金申請時に提供していただく、保険診療に係る診療情報を県民健康調査の基礎資料として活用し、将来にわたる県民の健康維持、増進を図る。